

危機管理会議の活動について

1 危機管理会議の概要

(1) 設置根拠

「徳島県危機管理対処指針」

「徳島県危機管理会議の設置及び運営に関する要綱」（資料 2 参照）

(2) 目的

県民の生命や財産等に被害をもたらすことが想定される危機事象に対処するため、庁内の連携の強化と情報の共有化を図り、持てる力を結集して県民の生命と財産を守ることを目的（要綱第 1 条）。

(3) 設置年月日

平成 16 年 6 月 8 日

(4) 構成員

- ・ 要綱第 4 条参照

(5) 平成 26 年度の招集・開催実績

資料 3 「平成 26 年度 危機管理会議等開催実績」のとおり。

2 危機事象発生に備えた取組について

(1) 新型インフルエンザ対策について

ア 発生時の危機管理体制

- ・ 海外において新型インフルエンザの発生が確認された場合（海外発生期）には、政府に対策本部が設置されるとともに、本県も知事を本部長とする「徳島県新型インフルエンザ等対策本部」を自動設置し、県行動計画に沿った対応を実施する。

イ 発生に備えた取組について

- ・ 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」
 - ・ 「徳島県新型インフルエンザ等対策本部条例」
 - ・ 「徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画」平成25年11月21日策定
- 平成25年4月13日
施行

(2) 高病原性鳥インフルエンザ対策について

ア 発生時の危機管理体制

- ・ 「県内の養鶏農家」で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合には、知事を本部長とする「危機管理対策本部」を自動設置する。
- ・ 「野鳥」や「県外養鶏農家」で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合には、必要に応じ、「危機管理会議」「危機管理連絡会議」を招集する。

イ 職員の動員について

- ・ 県内養鶏農家で発生した場合に、防疫措置等に必要となる人員を確保するため、全庁的に職員を動員する。
 - ・ 動員名簿は、毎年度更新している。
- ※ なお、この動員名簿は、高病原性鳥インフルエンザ対策以外の危機事象発生時に、緊急に動員が必要となった場合においても活用することがある（例：口蹄疫発生時など）。

(3) 原子力災害対策について

ア 発生に備えた取組について

- ・ 「原子力発電所災害対応方針」の策定・公表（H23.3.28 策定。H23.7.8 改定）
- ・ 平成25年10月、「徳島県地域防災計画」大規模事故等災害対策編に「原子力災害対策」を盛り込んだ。
- ・ 原子力災害に対しては、同計画を踏まえ、一定レベル以上の被害が発生した場合には、「危機管理会議」「災害対策本部」等により対応する。

(4) 大規模自然災害に備えた取組について

ア 発生時の体制

- ・ 南海トラフ巨大地震等が発生するなど、県内で震度6弱以上の地震が発生した場合等には、『徳島県災害対策本部運営規程』に基づき、「災害対策本部」（知事を本部長とし、各部局長等を本部員とする）を自動設置する。

イ 発生に備えた取組について

- ・ 平成26年3月、「徳島県業務継続計画〈南海トラフ巨大地震編〉」を策定、全庁体制による災害対策に向け、職員参集手順等の見直しを行ったところであり、引き続き、全職員への周知に努めている。
- ・ 災害発生に備えた「民間事業者等との相互応援協定」について、各部局において、担当者の引き継ぎや、締結先への連絡等の確認を行うこと。

(5) 県人の安否確認について

県外（海外を含む）における、大規模災害・事故が発生した際には、各部局と連携し、県人の安否確認等を実施している。

〈各部局における業務内容（例）〉

- | | |
|-----------|---------------------------|
| ・ 政策創造部 | 県人会を通じた被災の照会 |
| ・ 経営戦略部 | 派遣職員の安否確認 |
| ・ 商工労働観光部 | 進出企業への影響の確認
旅行者への影響の確認 |
| ・ 農林水産部 | 漁船への影響の確認 |
| ・ 教育委員会 | 日本人学校、修学旅行の影響の確認 など |

3 会議の招集について

- 危機管理会議を招集する場合には、別途定める「平成 27 年度緊急連絡網」の職員に連絡する（24 時間）。
 - 連絡は、原則として、勤務時間内外を問わず、「すだちくんメール」により各職員の携帯電話に送信する。
 - 緊急連絡先となっている職員は、携帯電話を常に携帯すること。
- ※ 本日（1 日）17 時 15 分にすだちくんメールのテスト送信を行う。到達の確認をしていただきたい。
- 危機事象は、いつ何時発生するかわからない。明日から 5 連休を迎えるが、今後、緊急に危機管理会議を開催することも考えられる。確実に到達確認をしていただきたい。

資料 2

※ 下線は、平成 27 年 5 月 1 日改正箇所

徳島県危機管理会議の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第 1 条 県民の生命や財産等に被害をもたらすことが想定される危機事象に備え、庁内の連携の強化と情報の共有化を図り、持てる力を結集して県民の生命と財産を守るため、危機管理を統括する政策監の下に「徳島県危機管理会議（以下「危機管理会議」という）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 危機管理会議は、前条の目的を達成するため、全庁における危機管理体制の強化を目指して、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 全庁的な危機管理体制の構築
- (2) 危機管理対処指針の策定及び見直し
- (3) 危機管理意識の向上に係る研修や啓発
- (4) 危機事象発生時における助言・支援等

(危機管理主任者)

第 3 条 危機管理における庁内体制の整備を図るため、各部局に危機管理を総括する危機管理主任者を置く。

- 2 危機管理主任者は別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第 4 条 危機管理会議は、常設の組織とする。

- 2 危機管理会議は、危機管理を統括する政策監が主管する。
- 3 危機管理会議は、危機管理部長、各部局の危機管理主任者及び別表 2 に掲げる者をもって構成する。

4 危機管理会議の座長は、危機管理部長をもって充てる。

(会議)

第5条 会議は、主管又は座長が招集する。

2 主管又は座長が必要と認めるときは、危機管理会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(危機管理連絡会議)

第6条 危機管理会議で決定された事項等についての事務調整や、危機管理会議での協議事項の事前調整など、危機事象対応のための全庁的な事務調整や複数の部局間調整等を迅速かつ円滑に行うため、危機管理会議に危機管理連絡会議を置く。

2 危機管理連絡会議は、別表3に掲げる職にある者をもって構成する。

3 危機管理連絡会議は、危機管理部副部長が主宰する。

4 危機管理連絡会議は、危機管理部副部長又は危機管理政策課長が招集する。

5 危機管理部副部長又は危機管理政策課長が必要と認めるときは、危機管理会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 危機管理会議の事務局は、危機管理部危機管理政策課におく。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、危機管理会議の運営その他必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

危機管理部	危機管理政策課長
政策創造部	総合政策課長
経営戦略部	総務課長
県民環境部	県民環境政策課長
保健福祉部	保健福祉政策課長
<u>商工労働観光部</u>	商工政策課長
農林水産部	農林水産政策課長
県土整備部	県土整備政策課長
企業局	経営企画戦略課長
病院局	総務課長
教育委員会	教育総務課長
南部総合県民局	津波減災部長
西部総合県民局	企画振興部長

別表 2 (第 4 条関係)

警察本部警備部警備課長
総合政策課上席政策調査幹
県政広報幹

別表3（第6条関係）

危機管理部	副部長 危機管理政策課長 危機管理政策課副課長
政策創造部	総合政策課副課長
経営戦略部	総務課副課長
県民環境部	県民環境政策課副課長
保健福祉部	保健福祉政策課副課長
<u>商工労働観光部</u>	商工政策課副課長
農林水産部	農林水産政策課副課長
県土整備部	県土整備政策課副課長
企業局	経営企画戦略課副課長
病院局	総務課副課長
教育委員会	教育総務課副課長
南部総合県民局	津波減災部課長補佐
西部総合県民局	<u>企画振興部次長</u>
警察本部警備部	警備課災害対策官

徳島県危機管理対策本部の設置及び運営に関する要綱

※ 下線は、平成27年5月1日改正箇所

(目的)

第1条 この要綱は、県民の生命や財産等に直接的かつ重大な被害が生じ又は生じるおそれがある危機事象に対し、全庁的に的確かつ迅速に対応する組織である徳島県危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対策本部の設置)

第2条 知事は、前条に定める危機事象に対し、全庁的に的確かつ迅速に対応する必要があると認めるときは、対策本部を設置することができる。

(所管事項)

第3条 対策本部は次の事項を所管する。

- (1) 危機事象に関する情報収集及び分析
- (2) 危機事象に対する応急対策の決定及び実施
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) 県民に対する情報提供
- (5) その他危機事象に対応するための重要事項

(組織)

第4条 対策本部長は、知事をもって充て、対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

- 2 対策副本部長は、政策監、副知事及び警察本部長をもって充て、対策本部長を助け、対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 対策本部員は、別表に掲げる者をもって充て、対策本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(部)

第5条 対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に所属すべき対策本部員は、対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、対策本部長が指名する対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地危機管理本部)

第6条 対策本部長は、必要があると認めるときは、現地危機管理本部を置くことができる。

(対策本部会議)

- 第7条 対策本部会議は、対策本部長が招集する。
- 2 対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
 - 3 対策本部長が必要と認めるときは、対策本部会議に前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 対策本部の事務局は、危機管理部とする。

(実施細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営その他の必要な事項は、対策本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

別 表

対策本部員	危機管理部長
〃	政策創造部長
〃	経営戦略部長
〃	県民環境部長
〃	保健福祉部長
〃	<u>商工労働観光部長</u>
〃	農林水産部長
〃	県土整備部長
〃	企業局長
〃	病院局長
〃	教育長
〃	南部総合県民局長
〃	西部総合県民局長

資料3

平成26年度 危機管理会議等開催実績

回	日付	内 容
1	4.1	○新年度の危機管理体制について
2	4.7	○本県における豚流行性下痢の疑い事例の確認について 北朝鮮による弾道ミサイル発射事案への対応について
	4.13	※熊本県における高病原性鳥インフルエンザ疑い事例の発生について
3	4.24	○連休中の危機管理体制の確保について 連休中に想定される危機事象の対応について
	5.20	※タイにおける戒厳令の発令を受けた本県の対応について
	6.2	※熱中症対策について 重傷熱性血小板減少症候群（SFTS）の注意喚起について
	6.27	※徳島市内におけるセアカゴケグモの確認及びその対応について 鳴門市亀浦港の油流出事案について 北朝鮮によるミサイル発射時における対応について
	7.24	※輸入ししゃもに係る異物混入事案について 中国の「上海福喜食品」での期限切れ鶏肉等の使用について
	7.25	※韓国における口蹄疫の発生について 輸入ししゃもに係る異物混入事案について 熱中症対策について
	7.28	※鳴門沖貨物船衝突事故について
	9.10	※デング熱及び重傷熱性血小板減少症候群(SFTS)に係る注意喚起について
	9.26	※韓国における高病原性鳥インフルエンザ発生を受けた本県の対応について
	10.28	※エボラ出血熱に備えた本県の対応と注意喚起について
4	11.7	○危機管理調整費の執行について(エボラ出血熱対策の資機材整備)
	11.14	※島根県の野鳥(コハクチョウ)のふんから高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたことを受けた本県の対応について
	12.1	※兵庫県の野鳥に鳥インフルエンザが確認されたことを受けた本県の対応について
5	12.16	○宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について
6	12.25	○年末年始の危機事象対応に係る体制について
	1.15	※岡山県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の確認について
	2.4	※テロ災害対策の再認識及び徹底について

※連絡会議：危機管理会議の下部組織。危機管理部副部長をトップとして各部局の主管課副課長で構成。
H21.9に設置

資料 4

危機管理調整費について

1 目的

危機管理調整費は、危機事象が発生した際に、迅速な応急対策の実施に際して、緊急に必要なとなる経費に充当するために平成 18 年度に設置。

2 当初予算計上額

- ・ H18 - 19 20,000 千円
- ・ H20 - 27 10,000 千円

3 執行手続

- ① 年度当初予算において、危機管理調整費を危機管理部に配当。
- ② 危機事象が発生した際には、危機管理会議において、応急対策に緊急に必要なとなる経費について協議（※財政課との執行協議も必要）。
- ③ 政策監は、危機管理会議の意見を参考にして、危機管理調整費からの支出を決定。
- ④ 応急対策を実施する部局は、危機管理部から予算の配当替えを受け、迅速に応急対策を実施。

4 活用実績

年度	執行額（決算）	事業内容
18	4,302 千円	新型インフルエンザ対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防護服 1,320 着 ・ 検査試薬 300 検体 ・ 車椅子型アイソレータ 2 台
19	915 千円	中越沖地震支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県職員派遣や物資の支援等
20	3,782 千円	鳥インフルエンザ対策(緊急消毒) <ul style="list-style-type: none"> ・ 消石灰 7,564 袋
21	10,000 千円	新型インフルエンザ対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発熱外来用テント 4 台 ・ 医療用予防投薬, PCR 検査用試薬
22	8,999 千円	高病原性鳥インフルエンザ対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消石灰 16,413 袋, 野鳥検査試薬
23	1,175 千円	牛肉の放射性物質の検査強化対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射能測定ベクレルモニター
24	10,000 千円	PM2.5 測定体制の強化について <ul style="list-style-type: none"> ・ 観測地点のオンライン化、追加
25	0 千円	執行案件なし
26	8,500 千円	エボラ出血熱対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査機器、防護服等の資機材を整備 鳥インフルエンザ対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消石灰 1,700 袋（全体 7,000 袋）